訪問看護 料金表 (介護保険の場合)

☆介護保険からの給付サービスを利用する場合の、負担割合1割の料金概算です。

☆千葉市単価 1 単位 11.05 円

	;	算定事項	料金 (概算)
基本料金	①20 分未満 要	三支援 (303 単位)	335 円
	要	至介護 (314 単位)	347 円
	②30 分未満 要	三支援 (451 単位)	498 円
	要	至介護 (471 単位)	520 円
	②30 分以上 1 時間未満 要	至支援 (794 単位)	877 円
	罗	至介護 (823 単位)	909 円
	③1 時間以上 30 分未満 要	互支援 (1,090 単位)	1,204 円
	罗	至介護 (1,128 単位)	1,246 円
	④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 要介護(294 単位/回)		
	※1回20分1日3回以上の場	合は 90/100	325 円
		要支援(284 単位/回)	
	※1回20分1日3回以上の場合は50/100		314 円
加算	*初回加算(I)	(350 単位)	387 円
	*初回加算(Ⅱ)	(300 単位)	332 円
	*緊急時訪問看護加算(I)	(600 単位)	663 円
	*緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	(574 単位)	634 円
	*退院時共同加算	(600 単位)	663 円
	*特別管理加算(I)	(500 単位)	553 円
	*特別管理加算(II)	(250 単位)	276 円
	*看護体制強化加算(I)	(550単位) ※要介護利用者のみ	608 円
	*サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(3 単位)	3 円
	*ターミナルケア加算	(2500 単位)	2,763 円
	*長時間訪問看護加算	(300 単位)	332 円
	*複数名訪問加算 ①30分未満	(254 単位)	281 円
割増料金	②30 分以上	(402 単位)	444 円
	営業時間外の場合 (基本料金に対し	て)	
	早朝(午前6時~午前8時) 夜間(午後6時~午後10時)		25%増し
	深夜(午後 10 時~午前 6 時)		50%増し
	*交通費 片道 10km 以上 1km	毎に 55 円(税込)	
自費			
	*エンゼルケア 16,500円(税)	조)	

加算内容

説明

*初回加算

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し初回訪問看護を行った月に1回のみ算定

- ・初回加算(I) 病院や診療所又は介護保険施設から退院又は退所当日に初回訪問した場合に 加算
- ・初回加算 (Ⅱ) 病院や診療所又は介護保険施設から退院又は退所翌日以降に初回訪問した 場合に加算

*緊急時訪問看護加算

利用者様に対し、24 時間連絡体制にあり、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う場合、 その月の第1回目に加算される

- ・緊急時訪問看護加算 (I) 下記 2 項目のいずれにも適合すること
- ・緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) 下記項目の①に該当するものであること
 - ①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応 できる体制にあること
 - ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が 行われていること

*退院時共同指導加算

病院、施設を利用中に訪問看護ステーションと、利用施設のスタッフが、退院後の在宅療養に 入ってからの指導を利用施設の主治医やスタッフと共同に行い、内容を文書で提供した場合

*特別管理加算(I)

気管カニューレを使用 尿道留置カテーテルを挿入の方

*特別管理加算(II)

在宅酸素、中心静脈栄養経管栄養、人工肛門などをされている方

*看護体制強化加算

在宅における中重度の要介護者・要支援者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する 観点から、充実したサービス提供体制の事業所を評価するもの

*サービス提供体制強化加算

職員の早期離職を防止し定着を推進する観点から、

勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に加算

*ターミナルケア加算

死亡日及び、死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを要介護者に行った場合に加算 *長時間訪問看護加算

特別管理加算を算定する利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合

- *複数名訪問看護加算
 - ・同時に複数の看護師等が一人の利用者に対して訪問看護を行ったとき、 所要時間が30分未満/30分以上の場合でそれぞれ1回につき加算される
 - ・利用者の身体的理由により、一人の看護師による訪問看護が困難な時
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等認められる場合
- *早朝 夜間 深夜の訪問看護
 - ・早朝 夜間 深夜に計画的な訪問看護を行った場合算定
 - ・1ヶ月のうち2回目以降の夜間帯の緊急訪問を行った場合